

令和4年度  
社会福祉法人佐伯さつき会事業計画

**はじめに**

私達社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、質の高い福祉サービスを提供するとともに、社会貢献や地域福祉の人材育成など、社会的な重責を担っています。

法人の運営に当たっては、事業の見直し、介護人材の確保と定着、新しい技術を活用してサービスの質の向上と業務の効率化を進めます。

このことから、法人の理念と目標、基本方針に基づき、次により法人経営及び事業所の運営に取り組みます。

○理念と目標

- 1 自立支援と生活の質の向上をケアの基本とします。
- 2 知識と技術を習熟し、安全・安心・良質の介護と福祉を提供します。
- 3 いつも笑顔で、福祉の心「愛と思いやり」を大切にします。
- 4 利用者から愛され、地域から信頼される施設をめざします。

○基本方針

法人の使命である「地域でいつまでも安心して暮らせるための施設（法人）」を目指した事業運営を行います。

○重点事項

- I 社会福祉法に基づく法人運営
- II 介護現場の革新と介護・福祉サービスの向上
- III 介護人材の確保と育成・定着
- IV 職場環境の改善と円滑な運営

## I 社会福祉法に基づく法人運営

### 1 理事会、評議員会、監査

理事会は「業務執行機関」、評議員会は「議決機関」に位置づけられ、それぞれの職責と権限が明確化されています。法人経営・事業運営に関わる情報提供を積極的に行い、健全な法人経営・事業運営に努めます。重要案件については、理事会で十分な検討を行い、評議員会に諮ることとします。

また、監事には、独立した立場（権限）の中で、法人全般の監査をお願いすることとします。

本年度の理事会・評議員会・監査の定例会は、次のとおりとします。

理事会 年4回（6月・9月・12月・3月）

評議員会 定時評議員会（6月）、必要に応じて、随時開催することとします。

監査 定例監査（決算監査・中間監査）

また、必要に応じて、随時開催することとします。

### 2 評議員選任・解任委員会

評議員の選任及び解任について、審議します。又評議員に欠員が生じた場合にも開催します。評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名で構成します。

### 3 苦情解決第三者委員会

利用者や家族からの苦情（要望）、介護事故などについて、苦情受付担当者及び苦情解決責任者から対応や改善策の報告を受け、必要に応じて解決策や防止策の助言・指導等を受けます。会議は、年2回（9月・3月）開催します。

### 4 特別養護老人ホーム入所検討委員会（さいき・四季が丘）

「特別養護老人ホーム入所に関する指針」により設置された合議制の委員会で、入所申込者の入所の決定を行います。委員会は、外部委員及び施設長、生活相談員、介護職員、看護職員等で構成し、年3回程度開催します。

### 5 グループホーム運営推進会議（ゆうわ）

グループホームが提供するサービス内容について、利用者（家族）や地域の代表者などに明らかにして、要望、助言等を聴く機会を設けることにより、地域に開かれた事業運営及びサービスの質の向上を確保するものです。

会議は、利用者（家族）、地域の代表者（町内会役員、民生委員、地域福祉推進員など）、市職員又は地域包括支援センターの職員で構成し、2か月に1回開催します。

## 6 よしわせせらぎ園（地域密着型通所介護）運営推進会議

事業所が提供するサービス内容について、利用者（家族）や地域の代表者などに明らかにして、要望、助言等を聴く機会を設けることにより、地域に開かれた事業運営及びサービスの質の向上を確保するものです。

会議は、利用者（家族）、地域の代表者（町内会役員、民生委員、地域福祉推進員など）、市職員又は地域包括支援センターの職員で構成し、年2回開催します。

## 7 四季が丘せせらぎ園介護・医療連携推進会議

事業所が提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについて、提供状況等を報告し、推進会議による評価を受けるとともに、推進会議から必要な要望、助言等の機会としています。

推進会議は、利用者（家族）、地域の代表者、医療関係者、市職員又は地域包括支援センターの職員で構成し、年2回開催します。

## 8 内部会議（委員会）

法人内委員会については再編して、事業所単位で活動できるようにします。

### （1）経営会議

経営会議は毎月1回（原則、第1月曜日の午前）理事長及び各施設の施設長、所長、総務課長で開催します。各施設での状況及び重要案件について協議を行い、必要な場合は幹部会議で意見を求めます。

### （2）幹部会議

法人経営・事業所運営の状況把握、課題の整理等を行うため、毎月1回（原則、第2金曜日の午前）、課長職以上の職員で開催します。重要な案件については、理事長に報告し指示を受けます。

また、施設内で緊急事態が発生した場合の対策などを整備するため、「危機管理委員会」を幹部会議の中に併設します。

### （3）代表者会議

各部署の業務及び運営の方針について連絡調整を行うため、毎月1回施設長、所長、課長、係長、ユニットリーダー等で開催します。

### （4）業務会議

各課の職員で構成し、日常的な業務及び運営について連絡調整を図ります。概ね月1回開催します。

### （5）感染・褥瘡対策委員会

感染症の発生及びまん延に関する取組の徹底を行うため、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）を実施します。

新型コロナウイルス、インフルエンザ、食中毒、ノロウイルス対策などの予防対策

や対応策を介護職員、看護職員、栄養士などで検討し、感染症などの予防に努めます  
褥瘡の予防対策については課題分析・対応策の検討を行い、安心してサービスを利用  
できる環境を整備します。(年12回開催)

(6) 身体的拘束適正化検討委員会兼虐待防止検討委員会

「身体的拘束適正化のための指針」に基づき、抑制防止対策や虐待防止策、人権研  
修などの検討を行い介護技術の向上による「身体拘束ゼロ」を目指します。

(年4回開催)

(7) 安全衛生委員会

労働安全衛生法により、労働者の健康障害を防止するため、産業医と衛生管理者が  
主になり労働災害、交通安全対策を含め安全衛生対策を行います。

(8) 介護技術・看取り委員会

介護技術と認知症に対しての知識強化を図ります。看取り介護については、「看取  
り介護に関する指針」に基づき、利用者・家族、職員が安心した看取り介護ができる  
環境を整備します。(年12回開催)

(9) 防災委員会

火災、地震、土砂災害、風水害、台風などの災害について、訓練、防災対策を行  
います。(年3以上開催)

(10) 食事改善委員会

食事の安全安心対策、普通食や介護食の研究、低栄養対策など、食事に関する課題  
を検討し、安全で美味しい食事提供を行います。委員会は、栄養士、調理員、介護職  
員、看護職員、生活相談員等で構成します。(年4回開催)

## 9 事業所運営

各事業所の運営は、法人の「理念と目標」に基づき、基本方針にある「地域でいつま  
でも安心して暮らせるための施設(法人)」を目指した事業運営を行います。

また、各事業所の安定した運営のため稼働率を上げ、事業所の現状を評価して、今後  
あるべき姿(目標)の達成のため、中長期計画を策定し、事業展開、家族や地域との連携  
や人材育成を計画的に進めます。

### さいきせせらぎ園

(1) 特別養護老人ホーム

常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が利用する施設です。原則、要介護3  
以上の方が対象となります。施設では、処遇に関する計画に基づき、入浴、排せつ、  
食事等の介助、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、  
機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に  
応じ自立した日常生活を営むことができるように支援します。

平成27年4月1日以降、特別養護老人ホームの入所は、原則要介護3以上となりました。ただし要介護1又は2の方であっても、やむを得ない事情により「特例入所」での受け入れを決定する事があります。特例入所の判断にあたっては、透明かつ公平な運用を図る観点から、具体的な要件や判定手続きについては指針をもとに行いません。手続きは、施設から市町へ意見を求め、市町からの意見書により決定します。

介護サービス利用時の自己負担割合は所得階層により1割・2割・3割となります。

定員：70名

目標稼働率：96.0%

[重点的取り組み]

- ・新型コロナウイルス、ノロウイルス、インフルエンザ等感染症発生時のマニュアルの整備と緊急時連絡網の運用確認により、円滑な業務運営を図ります。
- ・課内で新型コロナウイルス発生時のシミュレーションを行い、ガウンテクニック等の実際の演習を看護職員、介護職員等で行います。
- ・さいきせせらぎ園内の居宅介護支援事業所等と連携を図り、地域に出て園のPR介護技術、認知症介護の方法など説明・演習を行います。
- ・看護職員・介護職員等を感染症対策研修等に参加させ知識の習熟を図り課内での感染症に対する予防法の周知徹底を図ります。
- ・他の居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、病院等と情報交換・連携を図り地域住民の方の施設入所支援を行います。
- ・看取りの充実を図るため、介護職員を喀痰吸引研修に参加します。
- ・認知症の理解と対応技術向上のため、認知症介護実践者リーダー研修、認知症実践者研修、認知症介護基礎研修を受講します。
- ・せせらぎ通信を発行して、ご家族にご利用者の様子を伝えます。せせらぎ通信を通して職員とご家族との信頼関係が築けるよう努めます。
- ・オンライン研修を活用し職員の介護技術の向上、介護サービスの向上に努めます。
- ・課内で計画を立て、新型コロナ感染状況を配慮した園内での行事、(花見、お茶会、七夕、クリスマス、正月会、節分)等を行い、季節感を感じて頂きます。
- ・新型コロナウイルス感染等状況を見ながら園外への外出(ドライブ、買い物)を計画していきます。

## (2) 短期入所生活介護事業所(ショートステイ)

家族が病気等の理由により、在宅介護が一時的に困難になった要支援・要介護状態の人を一時的に預かり、入浴、排せつ、食事等の介助その他の日常生活上の世話をを行い、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

定員：10名

目標稼働率：72.0%

[重点的取り組み]

- ・新型コロナウイルス、ノロウイルス、インフルエンザ等感染症発生時のマニュアルの整備と緊急時連絡網の運用確認により、円滑な業務運営を図ります。
- ・ショートステイ（長期利用者）で特養入所依頼のある方の円滑な特養入所の支援を行います。
- ・在宅高齢者を介護する家族の介護負担の軽減を図ります。
- ・地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、虐待や緊急利用の事案にも迅速に対応します。
- ・地域内外の居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、病院等と連携を図り、柔軟に短期入所の受入を行います。
- ・新型コロナウイルス等感染症の蔓延等が起きた場合は、迅速に対応を行いショートステイの中止等も考慮しながら事業運営を行います。

(3) 通所介護事業所（デイサービスセンター）

要介護状態となった場合に、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、食事や入浴、機能訓練などの支援を日帰りで行います。

定員：20名

目標稼働率：75%

[重点的取り組み]

- ・看護職員の確保が困難なため、土曜日を休みにし営業日を月曜日～金曜日の週5日とします。また、事業所を「通所介護」から利用者人数及び職員の配置数が少ない小規模の「地域密着型デイサービス」への移行を検討します。
- ・佐伯地域の他事業所では入浴の支援体制を取られていないため、当事業所に入浴による清潔保持サービスの依頼が多くあります。また、個浴やリフト浴、特殊寝台浴など当事業所のみ多様な入浴設備があり、重介護利用者の依頼もあります。これを事業所の特色と捉え、稼働率アップを図ります。
- ・サービスの説明に使用する、事業所パンフレットの更新を随時行います。

(4) 居宅介護支援事業所

在宅介護の相談業務を行います。介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護保サービスを受けるための「要介護（要支援）認定」の申請代行や居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、利用者がサービスを利用できるよう、サービス事業者との調整を行います。

利用（見込み）者 110名

[重点的取り組み]

- ・新型コロナウイルス感染症の対応として、サービスがなければ生命の維持が困難な利用者を事前に把握し、代替サービスを想定・準備し、速やかにフォローできる体制づくりを目指します。
- ・昨年度着手した平常時から災害時に備えるためのシートの作成更新等を担当者会議時等に行い、発災時に備えることができる体制づくりを目指します。

(5) 養護老人ホーム

環境上の理由や経済的な理由などにより、居宅での生活が困難な65歳以上の人が、老人福祉法による市町村の措置により入所する施設です。

施設で要介護状態となった場合は、「特定施設入居者生活介護サービス」により、入浴、排せつ、食事等の介助、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の支援を受けることができます。

定員：60名（うち特定施設入居者生活介護定員：21名）

目標稼働率：99.0%

[重点的取り組み]

- ・感染症予防対策により、地域行事への参加が制限された場合でも、地域行事には動画参加、展示参加を行い、入居者の感染予防と生きがいという両面の観点を考慮した取り組みを行います。生活や健康の維持のために、園芸クラブ、喫茶等の各種クラブ活動等を継続して行い入居者間の交流（つながり）を深めていきます。
- ・身寄りのない入所者が、入院、手術等で医療機関での身元保証、医療説明の同席を求められたときでも安心して対応できる身元保証サービスを活用していきます。また、入所者が死後の葬儀、納骨、死後事務等について事前に決めておくことで、安心して過ごせるよう、成年後見制度等を含め終活サポートの援助を行います。
- ・入所者の所在確認、状態把握を徹底しつつ、安全確保のために施設等の安全設備の点検、整備、改善を推進し、離設対応を強化していきます。
- ・畳居室の床材を長尺シートに改修するなど生活環境を整え、より自立した生活が送れるよう支援します。
- ・行政へ情報提供活動を行い、空室対策を継続して行っています。

(6) ケアハウス

60歳以上で身体機能の低下している方や、原則、自炊ができない程度ではあるが、日常生活の維持が可能な方が利用（入所）する施設です。食事と入浴は、時間と場所が決まっていますが、その他の時間は、各自自由に過ごせます。

定員：15名

目標稼働率：100.0%

[重点的取り組み]

- ・入居者の通院や買い物に付き添う等の支援の一部を、外部の公的サービス（ファミリー・サポート事業）を利用させていただくことで、地域住民と交流すると共に、より自立した生活を送れるよう推進していきます。
- ・感染症予防対策により、外出制限となった場合でも、園内で可能な範囲で喫茶、作品づくり等により、入居者間の交流も進めていきます。

(7) 配食サービス事業（委託事業）

日常の食生活が困難な独り暮らし高齢者等に栄養バランスのとれた「せせらぎ弁当」を配食する事業で、これに併せて安否確認も行います。必要な方にもれなくサービスが行き届くよう、委託元の市と協力して実施しています。

食事内容 原則、夕食用とし、主食と副食のセット又は副食のみです。

配食日 毎週火・水・木曜日／週3日

利用（見込み）者 15名（年間延べ1,300食）

利用料（1食当たり）540円

**よしわせせらぎ園**

(1) 地域密着型通所介護事業所（地域密着型デイサービスセンター）

要介護状態となった場合に、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものです。

通所介護施設で、食事や入浴、機能訓練などの支援を日帰りで行います。

定員：10名

目標稼働率：75.0%

[重点的取り組み]

- ・職員の確保が困難な中、事業所運営の人員配置基準を満たすため、営業日の変更を行います。月曜日～金曜日の営業となっておりますが、祝日を休みとします。また、事業所がある吉和福祉センターの指定管理者である社会福祉協議会吉和事務所と同様に年末年始は12月29日から1月3日までを休みとします。
- ・デイサービスの内容、取り組みをご家族や地域に発信、アピールすることにより新規利用を獲得し稼働率の安定を目指します。定期的に広報誌の作成を行い、地域、商店、吉和診療所、地域包括支援センター、社会福祉協議会、吉和支所など



関係機関へ情報提供を行います。

- ・事業継続を可能にするため、吉和地域のデイサービスに求められているニーズを把握し分析します。

## ゆうわせせらぎ園

### (1) グループホーム（認知症対応型共同生活介護施設）

共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介助その他の日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

定員：18名（9名×2ユニット、全室個室）

目標稼働率：95.0% 1日平均 17.1名

#### [重点的取り組み]

- ・介護サービス計画作成担当者と担当職員が定期的または随時ケース会議を行い利用者別に運動やレクリエーション、外出等のプログラムを考え、コロナ禍においても日常生活が活発化するように援助します。
- ・コロナウイルス感染の状況に応じて面会方法を柔軟に対応し、できる限り家族と直接会える機会を増やします。
- ・コロナ禍終息後は、地域行事へ積極的に参加し、交流に取り組みます。
- ・介護保険制度や行政や関連事業者等から必要な情報を収集して知識向上に努め、地域の方が気軽に相談に来てもらえる敷居の低い施設を目指します。
- ・コロナ感染対策により受入中止しているボランティアの方に、引き続き施設の近況を掲載した「ゆうわ通信」を月1回発行して交流を図ります。

### (2) 短期入所生活介護事業所（ショートステイ）

家族が病気等の理由により、在宅介護が一時的に困難になった要支援・要介護状態の人を一時的に預かり、入浴、排せつ、食事等の介助その他の日常生活上の世話を行い、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

定員：20名（10名×2ユニット、全室個室）

目標稼働率：80.0% 1日平均 16名

#### [重点的取り組み]

- ・施設内での生活・介護では、引き続き感染予防に努めます。感染リスクの少ない状態での面会など、新しい生活様式を取り入れます。
- ・在宅介護の負担を軽減するため、緊急な利用や虐待等の事案に対し、法人の内外を問わず、関係機関と連携し、迅速な対応をします。
- ・ユニットケアの事業所特徴を積極的に活用するため、ユニットリーダー研修を受講します。また、認知症の理解と対応技術向上のため、認知症介護実践者リーダー

一研修、認知症実践者研修、認知症介護基礎研修を受講します。これらを通してサービスの質の向上を図ります。

- ・事業所の特性、生活の様子、空床状況などを記載した情報「たより」を定期的に作成して、利用者家族・相談者・ケアマネジャーなどに配布し、施設での様子を知っていただく機会とします。

### (3) 通所介護事業所（デイサービスセンター）

要介護状態となった場合に、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものです。

通所介護施設で、食事や入浴、機能訓練などの支援を日帰りで行います。

定員：20名

目標稼働率：75.0% 1日平均15名

[重点的取り組み]

- ・個々の利用者の目標やニーズに添った機能訓練を通じた生活リハビリ（機能訓練や体操・創作活動など）を行い、心身の維持改善を図ります。
- ・重度化した利用者も可能な限り受け入れを行い、本人や家族の意向に沿ったサービスを提供します。
- ・稼働率の維持増加のため、引き続き佐伯地域以外の旧廿日市地域、大野地域、湯来町・佐伯区の居宅介護支援事業に、情報「たより」を定期的に配布し、利用者増加を目指します。

## 四季が丘せせらぎ園

### (1) 特別養護老人ホーム

常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が利用する施設です。原則、要介護3以上の方が対象となります。施設では、処遇に関する計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介助、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことのできるように支援します。介護サービス利用時の自己負担割合は、所得の階層により1割・2割・3割となります。

定員：60名（10名×6ユニット 全室個室）

目標稼働率：98.0%

[重点的取り組み]

- ・入居待機者がすみやかに入居できるよう、入居申込者、居宅介護支援事業所のケ

ケアマネジャーと情報交換、連携をします。

- ・24時間シートを活用して個別ケアの充実を図ります。シートを個別ケアに役立てるよう、見直し方法について検討をしていきます。
- ・地域行事や活動への参加を通して、地域の関係機関・団体等とつながる取り組みを図っていきます。
- ・コロナ禍より面会が制限されているため、入居者の個別の写真をご家族へお送りする等して、生活の様子をお伝えしていきます。
- ・園での看取りを希望された場合、できるだけ入居者と家族の思いに添った形で最期を迎えられるよう取り組みます。

## (2) 短期入所生活介護事業所（ショートステイ）

家族が病気等の理由により、在宅介護が一時的に困難になった要支援・要介護状態の人を一時的に預かり、入浴、排せつ、食事等の介助その他の日常生活上の世話をを行い、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

定員：20名（10名×2ユニット、全室個室）

目標稼働率：85.0%

### [重点的取り組み]

- ・緊急の利用や虐待などの事案において、また、長期利用が必要な方が利用できるよう柔軟な対応に努めます。
- ・ご自宅での生活状況の把握に努め、ご家族と情報交換しながら支援します。24時間シートを活用し、ご利用者の思いに寄り添った個別ケアに取り組みます。
- ・ご利用中の生活に楽しみを持っていただけるように、レクリエーションの充実や地域との交流などに努めます。
- ・ご利用者及びご家族が安心して利用できるショートステイであるために、職員の介護技術の向上に努めます。

## (3) 居宅介護支援事業所

在宅介護の相談業務を行います。介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護保険サービスを受けるための「要介護（要支援）認定」の申請代行や居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、利用者がサービスを利用できるよう、サービス事業者との調整を行います。

目標利用者数 36名

### [重点的取り組み]

- ・ご利用者（ご家族）の意向を尊重しながら、心身の状況、家庭環境をふまえて、安心感のある暮らしができるようにケアプランを作成します。
- ・地域のインフォーマルサービスの情報収集を継続して行い、ご利用者に提案でき

るようにします。

- ・当事業所の圏域を担当する地域包括支援センター(中部圏域)と信頼関係を築き、連携してご利用者の支援を行います。
- ・定期的に研修に参加して、ケアマネジャーとしての資質向上に努めます。

#### (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

要介護状態となった場合に、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、定期巡回による入浴、排せつ、食事等の介助、日常生活上の対応を行います。また、緊急の際は随時通報を受け、必要に応じて居宅を訪問し、安心してその居宅において生活を送ることができるよう援助を行います。

目標利用者数 月平均15名

[重点的取り組み]

- ・引き続き、利用者数の確保に努めます。
- ・地域内の訪問看護事業所と連携契約を締結し、自宅で最期を迎えたいと願う方に対し、自宅に帰れるタイミングで調整を図り、安心して住み慣れた場所で生活していただけるように支援します。
- ・看護師を配置しない連携型の事業所のため、連携先の訪問看護事業所との連絡を密にすることを心がけ、連携しながら必要な支援を行います。

## II 介護現場の革新と介護・福祉サービスの向上

### 1 ICTの導入

令和3年度下半期から着手した介護現場のICT(情報通信技術)の導入活用を進めていきます。介護記録等の業務の効率化を図るため、全ての事業所で介護ソフトを使った記録を行います。また、現場で直ぐに入力できるタブレット端末も導入します。職員の肉体的・精神的な負担を軽減するため介護ロボット等も検討し、介護人材不足の解消と職場環境の改善に努めます。

### 2 業務継続計画(BCP)の策定

2021(令和3)年度の介護報酬改定では、感染症や災害時の対応力強化への対策として、全サービスに対して業務継続計画(BCP)の策定が義務付けられました。この改定では3年間は努力義務であるとしていますが、今年度中に、法人全体及び各事業所別に確実に実効性のある業務継続計画(BCP)の作成を行います。

### 3 災害への対応力強化

令和3年度導入した一斉メールの適切な運用を図るため、マニュアルの整備を進め、

それに沿った送信・通報訓練を実施することで、災害への対応力を強化します。

災害発生時、社会福祉施設等は「物資の供給に支障が生じた場合に備え、入所者及び施設職員の概ね 3 日間の生活に必要な食料及び飲料水、生活必需品並びに燃料等の備蓄に努めること」が要請されていることから、「最低限 3 日間（72 時間）は自施設・事業所における業務継続への備えが重要であり、その中で停電対策として、非常用自家発電設備（一般停電用）について、補助金を含め導入検討を行います。

#### 4 認知症に対する専門的知識の習得

認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させて行くため、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者については、「認知症基礎研修」に参加させます。また、介護現場 2 年以上の職員は、「認知症介護実践者研修」に、実践研修を修了した職員は、認知症アドバイザーとなるための「認知症介護実践リーダー研修」に参加させます。研修終了後は、認知症介護に関する地域の身近な相談役として活動します。

地域や職域で認知症の人や家族の支援を行うため、「認知症サポーター」養成講座の開催支援をします。他に、キャラバンメイト（認知症サポーター養成講座の講師役）や認知症サポーター、地域包括支援センターとともに、認知症を正しく理解してもらえる活動に参加します。

#### 5 虐待防止対策

虐待は、高齢者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待防止のために、高齢者虐待防止法及び虐待防止のための指針により、「虐待の未然防止」「虐待等の早期発見」「虐待等への迅速かつ適切な対応」を行います。

虐待防止検討委員会は身体的拘束適正化検討委員会と共同して、防止のための研修等を行います。

#### 6 介護事故に対する安全管理体制

事業所における事故発生の防止と発生時の適切な対応を行うため、ヒヤリハット報告書と事故報告書の提出に努め、その分析を行い再発防止に努めます。また、安全対策担当者を定め、組織的な安全対策体制を整備します。

#### 7 福祉サービス第三者評価

よりよい福祉サービスの実現に向けて、公平・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から評価を行う「第三者評価」を受けます。評価結果は公表して、利用者の適切なサービスを選択するための情報提供とします。また結果を元にサービスの質の向上に向けた取組を行います。

- ・令和4年度実施事業所 デイサービスセンターさいきせせらぎ園

## 8 医療的ケア対策

医療的ケアである「喀痰吸引」が実施できる介護職員を養成するため、喀痰吸引研修を受講します。実地研修未修了者については、当法人内で実地研修を行い、資格取得を目指します。今後、多数資格取得者の確保が可能となった場合は、介護職員による喀痰吸引の実施と介護報酬による加算取得を行います。

## Ⅲ 介護人材の確保と育成・定着

### 1 人材の確保（多様な働き方）

これまで育児や介護をはじめ様々な制約によって就業の継続ができなかった人や就業の機会を得られなかった人たちの就業の継続や就業を可能とする多様な働き方の導入を検討します。近い未来労働力不足が深刻化することが予想され、特に介護業界は深刻な人手不足でもあります。子育てだけではなく、親の介護、自己啓発、ボランティア活動、心身の健康不全といった様々な事情によりフルタイム正社員としての働き方では十分に活躍できないなど時間に制約がある人材がそれを理由に離職することを防止したり、パートタイム労働者など非正規雇用労働者として働いている人材にこれまでに以上に活躍してもらえる職場環境を整えます。これからは、時間に制約がある人材も含めて、意欲・能力の高い人材を確保・活用することで介護の人手不足と定着を補っていきます。また、安定した人材確保として外国人労働者の受入も検討します。

[具体的な取り組み]

- ・就業規則第14条に定める職員の定年を満64歳に延長します。
- ・短時間正社員制度の導入について検討します。
- ・ハローワークを通じた求人や福祉・介護就職フェアや相談会に参加し、人材の確保に努めます
- ・新卒採用のため、地元高校、大学および採用実績のある専門学校への働きかけを積極的に行うとともに、それらの実習生受け入れ体制を継続します。
- ・外国人労働者の受け入れについて、管理団体や受け入れ体制を調査して早期導入を進めます。

### 2 人材育成

質の高いサービスを提供するためには、優秀な人材の育成が重要となります。組織全体の意識改革に取り組むとともに、職員が誇りを持ち、業務に従事できる環境を整備します。

[具体的な取り組み]

- ・2年間コロナ禍において導入した「動画配信研修＝ウェブ研修」を今年度も継続して行います。また、パソコンを配備した研修室を設置して、受講環境を整えます。

- ・新卒者については、就業当初から行き届いた人材育成を図ります。OJT 担当者は「新任マニュアル評価票」を使い、目標設定による習熟度の確認を行います。
- ・定期的な職員との面談により、意欲を可視化し職員のモチベーションアップと離職防止を図ります。

### 3 職員の処遇改善

介護職員の給料アップや、やりがいを持てる職場環境づくりを促進するために、介護報酬に加算される介護職員処遇改善費を、職員処遇改善手当と介護職員等特定処遇改善手当として支給します。また、令和4年2月から給与を引き上げた事業所を対象に交付される介護職員処遇改善支援補助金を介護職員支援補助金手当として支給します。

- ・職員処遇改善手当

正規職員は毎月支給対象者別に給与規程（別表2-1）で定められた額を支給します。労働時間が週30時間以上の非常勤職員と高齢者継続雇用者の介護職員には給与規程（別表2-2）で定められた額を一時金として、年2回（6月、12月）に支給します。

- ・介護職員等特定処遇改善手当

正規職員は毎月支給対象者別に給与規程（別表3-1）で定められた額を支給します。労働時間が週30時間以上の非常勤職員と高齢者継続雇用者には、毎月支給対象者別に給与規程（別表3-2）で定められた額を支給します。

- ・介護職員処遇改善支援補助金手当

正規職員及び労働時間が週30時間以上の非常勤職員と高齢者継続雇用者には、令和4年9月まで毎月給与規程（別表4）で定められた額を支給します。

## IV 職場環境の改善と円滑な運営

### 1 女性活躍推進法に基づく行動計画

働く女性が活躍するための環境を整備する「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が令和4年4月1日から中小企業にも義務化されます。行動計画を策定し職員に周知と外部公表を行います。また、数値目標を定め、実施状況の評価を行います。

### 2 時間外労働の縮減

労働基準法による時間外労働（残業時間）の上限規制の導入により、36協定を締結した場合の上限は「月45時間、かつ、年間360時間」となっていますが、身体的・精神的に健康を阻害する要因となることから、タイムカードによる勤怠管理を行い、時間外労働の縮減に努めます。

目 標：月30時間以内（年間360時間以内）

### 3 非正規労働者に対する待遇格差の解消（同一労働同一賃金）

働き方改革関連法により、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間に不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるように整備します。

### 4 職員の健康管理

職員の健康保持増進を図ります。内容の深い健康診断が実施できるよう年1回の全職員対象の健康診断は実施種類を、人間ドック、生活習慣病予防検診、集団健康診断（施設での健診）の中から選択して、費用の助成をします。

夜勤勤務を行う職員は通常健康診断以外に、施設で集団健康診断を年1回実施します。

腰部に著しい負担がかかる作業に従事する介護職員と調理職員対象に、産業医による腰痛検査を年2回実施します。

職員のメンタルヘルス（心の健康づくり）対策として、法人で契約をしている臨床心理士によるカウンセリングを年12回実施します。

労働安全衛生法による衛生委員会を開催し、労働者の意見を聞く場を設け、健康保持増進を図る環境を整えます。

心身のリフレッシュを図るため、年次有給休暇の取得を促します。

### 5 ストレスチェック

職員の心理的な負担の程度を把握するため、安全衛生委員会と協力して労働安全衛生法に基づくストレスチェックを年1回行い、メンタルヘルス（心の健康づくり）に努めます。

### 6 自己点検ツールの実施

職場内のコミュニケーションや信頼感・管理職のマネジメントなど、職場の働きやすさを点検するため、広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会の「自己点検ツール」を実施し、魅力ある職場づくりのための改善に取り組みます。また、点検結果に基づく職場分析や課題の考察を行い、事業運営・法人経営に活かします。

### 7 ボランティア

感染状況を注視しながら、施設利用者が地域の多くの人達と交流し、より日常生活が豊かになるよう、地域で活動するボランティアを積極的に受け入れます。ボランティアを対象とした意見交換会を行います。また、施設（事業所）が持っている専門的な知識・技術について、地域の要請に応じ、研修会などに施設職員を派遣します。



(1) ふれあい訪問

施設（事業所）を訪問する地元保育園や幼稚園児、小学校・中学校・高等学校の児童生徒との交流を行います。また、地域の市民センターのコーラスや演芸・演奏グループ等のボランティアとの交流も行います。

(2) 施設（事業所）行事

夏祭りや日帰り旅行、買い物外出などには、多くのボランティアの協力が必要です。施設（事業所）行事には、地域の人達を招待し、その繋がりの中で、ボランティアの協力を要請します。

(3) 廿らっプラチナボランティア

廿日市市が実施している、地域の高齢者ボランティア活動の受入を行います。

(4) ボランティアの育成

社会福祉協議会と協力し、ボランティアの育成を図ります。

## 8 施設整備

施設設備は、経年とともに老朽化・劣化します。緊急度の高い順に施設改修（修繕）や設備の更新を行います。本年度の主な施設改修（修繕）・設備の更新計画は、次のとおりです。

### ○施設改修（修繕）

・照明LED化工事〔さいき〕 特養ダイルーム・居室	1,100,000円
・照明LED化工事〔ゆうわ〕 居室	900,000円
・天井埋込式換気扇〔さいき〕	1,600,000円
・特浴天井の張替〔さいき〕	200,000円
・特浴外の目隠し壁（第4倉庫裏）〔さいき〕	280,000円
・特養トイレ手すり 30か所〔さいき〕	180,000円
・床張り替え（廊下・食堂）〔さいき〕	1,800,000円
・居室フローリング改修〔養護4部屋〕	560,000円
・法面看板取り替え〔さいき〕	1,000,000円
・止水栓〔さいき〕（2箇所）	1,000,000円
・スプリンクラー発電機蓄電池（さいき ゆうわ）	350,000円
・消火栓発電機蓄電池〔さいき〕	230,000円

### ○設備更新

・介護ソフト及び機器（法人全体）年間（リース5年契約）	2,870,000円
・自家発電蓄電池交換〔ゆうわ〕	300,000円
・調理ソフトプロカロリーのライセンス増設〔さいき〕	200,000円
・防犯カメラ増設（さいき）	2,000,000円

年間行事予定（利用者関係）

① さいきせせらぎ園・よしわせせらぎ園

開催月	全 体	特養・短期	養護・ケア	さいき デイサービス	よしわ デイサービス
4月	花見		花見		春の外出
5月	端午の節句	春の外出	健康診断		
6月	土砂災害訓練	家族会			
7月	七夕の会 バーベキュー 火災訓練(昼)	七夕の会	個別外出支援		
8月	夏祭り お盆	夏の外出		夏祭り	夏祭り
9月	敬老会 敬老文化祭 お彼岸 地震災害訓練				秋の外出
10月	秋祭り 運動会 ハーモニーフェスタ	秋の外出 ハーモニーフェスタ	七夕の会	運動会	運動会
11月	市文化祭 花壇植栽 すき焼きの会 火災訓練 (夜間)	家族会	健康診断		
12月	夜間避難訓練 門松作り 餅つき	クリスマス会 正月準備 餅つき	クリスマス会 餅つき	クリスマス会	クリスマス会
1月	とんど 鏡開き	正月会	正月会		
2月	節分	節分の会	節分の会		
3月	ひな祭り 避難訓練 お彼岸 火災訓練(昼)				

② ゆうわせせらぎ園

開催月	全 体	グループホーム	ショートステイ	デイサービス
4月		花見の外出	花見	
5月		れんげ祭り参加 春の茶会	春の茶会	春の茶会
6月	土砂災害訓練	初夏の外出 花壇植栽 地域清掃作業		
7月	地域作品展&介護相談会 火災訓練（夜間）	そうめん流し 夏祭り 家族会	そうめん流し 夏祭り	そうめん流し 夏祭り
8月	お盆供養	岩組夏祭り		
9月	敬老会 敬老文化祭 地震避難・非常食訓練	敬老会 敬老祝賀会	敬老祝賀会	敬老祝賀会
10月	ハーモニーフェスタ作品展 秋祭り（神楽）	運動会 友和小学校運動会 にぎり鮭実演会	運動会 にぎり鮭実演会	運動会
11月	文化祭作品展出品 火災訓練（夜間）	秋の外出 すき焼きの会 花壇植栽	すき焼きの会	
12月	正月準備 生花	クリスマス・忘年会 家族会 餅つき	クリスマス・忘年会 餅つき	忘年会
1月	新春コンサート 岩組獅子舞訪問	新年祝賀会 おでんの会 岩組とんど祭り	新年祝賀会 おでんの会	新年会
2月	節分	節分祭	節分祭	節分祭
3月	ひな祭り ボランティア総会 火災訓練（昼）			

③ 四季が丘せせらぎ園

開催月	全体及び地域行事	特別養護老人ホーム	短期入所生活介護事業所
4月	小中入学式	花見	花見
5月	土砂災害訓練 小学校運動会	端午の節句 入所者健診	端午の節句
6月	中学校体育祭		
7月	四季が丘夏祭り 火災避難訓練 四季が丘市民センター作品展示	夏祭り参加 家族会	夏祭り参加
8月	中学生職場体験		
9月	地震避難・非常食訓練 火災避難訓練 地域避難体験	敬老会	敬老会
10月	四季が丘市民センターまつり		
11月	火災避難訓練	すき焼きの会	すき焼きの会
12月	餅つき	クリスマス会	クリスマス会
1月	とんど 火災避難訓練	正月会	正月会
2月		節分の会	節分の会
3月	小中卒業証書授与式	ひな祭り	ひな祭り
毎月の 行事	誕生日会 買物外出、ふれあい訪問受入れ（感染時期は中止） 施設周辺清掃活動（4月、6月、7月、9月、10月、11月、12月、2月、3月）		

令和4年度 給食年間計画

月	日	曜日	行事	内容	手づくりおやつ	委員会など
4	5	火	お花見	花見膳 桜寿司	桜餅	
	15	金	誕生会	海の幸寿司		
5	5	木	端午の節句	祝膳 ちらし寿司		5/20 食事改善委員会
	8	日	母の日	祝膳 赤飯		
	17	火	誕生会	巻き寿司		
6	14	火	誕生会	角寿司		
	19	日	父の日	祝膳 蒲焼丼		
7	7	木	七夕	七夕膳	七夕おやつ	7/15 食事改善委員会
	19	火	誕生会	BBQ		
	23	土	土用の丑の日	鰻丼		
8	1~6		夏祭り	夏祭り		
	14	日	お盆	供養膳		
	23	火	誕生会	海の幸寿司		
9			敬老週間	豆むすび		
			敬老会	祝膳 角寿司・赤飯		
			誕生会	ちらし寿司		
	10	土	十五夜	月見膳 団子汁		
	23	金	お彼岸	おはぎ		
10	7	金	秋祭り	豊作膳		10/14 食事改善委員会
	18	火	誕生会	握り寿司実演		
11	22	火	誕生会	すき焼き鍋	スイートポテト	
12	20	火	誕生会・クリスマス	ちらし寿司・チキン料理		
	22	木	冬至	南瓜・ゆず		
	31	土	大晦日	年越しそば		
1	1	日	新年祝賀会	おせち・雑煮		
	7	土	七草	七草粥		
	15	水	小正月	小豆粥・煮ごめ		
	24	日	誕生会	海の幸寿司		
2	3	金	節分	巻き寿司	ぜんざい	2/17 食事改善委員会
	14	火	誕生会	握り寿司		
3	3	金	ひな祭り	ちらし寿司		
	14	火	誕生会	海の幸寿司		
	21	火	お彼岸	ぼたもち		